

青山学院大学後援会規則

〔1967年11月20日
評議委員会承認〕

改正 1968年3月18日 1970年9月30日
1979年7月9日 1986年7月22日
1994年7月26日 1996年7月25日
2000年7月24日 2004年7月16日
2015年7月17日 2020年8月1日
2023年7月21日

(名 称)

第1条 本会を青山学院大学後援会と称し、事務所を青山学院大学内に置く。

(会 員)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 青山学院大学に在籍する学生の保護者等
- (2) 前号に規定するもののほか、本会の目的に賛同する有志

(目 的)

第3条 本会は、大学と家庭との連絡を密にして意志の疎通を図り、大学の教育及び研究に必要な事業を援助する。

(経 費)

第4条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって支弁する。

(会 費)

第5条 会員は会費として次の会費を拠出する。

- (1) 学部 10,000 円
- (2) 大学院 5,000 円
- (3) 専門職大学院 5,000 円

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 約 20 名
- (4) 名誉会長 1名
- (5) 名誉理事 第8条4項による。
- (6) 監 事 2名
- (7) 評 議 員 約 50 名
- (8) 顧 問 若干名

(議 事)

第7条 本会は、評議員会の決議をもって総会の決議とする。

(役員を選任等)

第8条 評議員は、原則として学長が推薦する。ただし、評議員会において更に追加推薦することができる。

2 理事及び監事は評議員の中から、会長及び副会長は原則として理事の中からそれぞれ互選する。

ただし、評議員会及び理事会は、これらの人選を学長に委任することができる。

3 院長は、名誉会長とする。

4 元会長及び元副会長は、名誉理事とする。

5 顧問は、学長が推薦し、これを理事会が承認する。

6 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、会議を招集する。

2 理事及び監事は、各会務を担当する。

3 評議員は、会務を審議する。

(会計年度)

第10条 会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(理事会及び評議員会)

第11条 定期の理事会及び評議員会は、毎年7月までに開くものとし、その他必要がある場合は、臨時に開くことができる。

(議 長)

第12条 会長は、会議の議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長がこれに当たり、副会長に事故あるときは理事の1人が互選によりこれに当たる。

(事業報告及び会計報告)

第13条 定期評議員会においては、事業報告及び会計報告をする。

(改廃手続)

第14条 この規則の改廃は、評議員会の議を経て、会長がこれを行う。

附 則

この規則は、1967年11月20日から施行する。

附 則(1968年3月18日)

この規則は、1968年3月18日から施行する。

附 則(1970年9月30日)

この規則は、1970年9月30日から施行する。

附 則(1979年7月9日)

この規則は、1979年7月9日から施行する。

附 則(1986年7月22日)

この規則は、1986年7月22日から施行する。

附 則(1994年7月26日)

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則(1996年7月25日)

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(2000年7月24日)

この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則(2004年7月16日)

1 この規則は、2005年4月1日から施行する。

2 第5条第2号及び第3号の規定にかかわらず、第二部においては2005年度入学生から適用し、大学院においては2005年度入学生及び在学生から適用する。

附 則(2015年7月17日)

1 この規則は、2016年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条については、2016年度入学者から適用し、2015年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2020年8月1日)

この規則は、2020年8月2日から施行し、2020年4月1日から適用する。

附 則(2023年7月21日)

この規則は、2023年7月22日から施行し、2023年4月1日から適用する。